

二項、第十二条第一項、第十三条、第十四項、第十五条第一項、第十六条、第七条第一項、第十七条の二第一項、第八条第一項、第八項及び第九項、第十八条の二第一項から第三項まで及び第五項、第十九条、第二十条第一項から第三項まで、第二十一条、第二十二条第一項、第二項、第五項及び第六項、第二十二条の二、第二十二条の三第二項及び第三項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）、第二十二条第五項、第二十三条、第二十四条第二項、第二十五条第一項から第四項まで、第二十六条第二項及び第三項、第二十七条、第二十八条、第二十九条第三項及び第四項、第三十条第二項、第三十一一条第一項、第四項、第六項及び第七項、第三十二条の二、第四十一条の二第一項、第二項及び第四项、第四十二条、第四十三条第四項、第四十三条の二、第四十三条の四第二項、第四十五条第一項、第四十七条、第四十八条、第四十九条並びに第五十条に定める基準のうち、目視その他の簡易な方法による試験	万円	七
九 保安基準第六条に定める基準に係る試験	万円	十二
八 保安基準第五条に定める基準のうち、傾斜時の安定性に係る試験	万円	十五
七 保安基準第五条に定める基準のうち、車輪の接地部の荷重に係る試験	万円	五
六 保安基準第四条の二第一項及び第三項に定める基準に係る試験（牽引自動車に係る試験に限る。）	万円	十二
五 保安基準第五条に定める基準のうち、傾斜時の安定性に係る試験	万円	五
四 保安基準第八条第四項及び第五項に定める基準に係る試験	万円	五
三 十 保安基準第八条第六項に係る試験（圧縮水素ガス（水素ガスを主成分とする高压ガスをいう。）を燃料とする自	万円	二十一
二十九 十の二 保安基準第八条第六項に係る試験（次号に掲げる試験を除く。）	万円	十八
二十八 十の三 保安基準第八条第六項に係る試験	万円	七

動車（以下「圧縮水素燃料自動車」とい う。）に係る試験に限る。）	十一 保安基準第九条第一項に定める基 準のうち、応急用予備走行装置に係る 試験	十一の二 保安基準第九条第一項に定め る基準のうち、タイヤ空気圧監視装置に 係る試験	十一の二 保安基準第八条第七項に 係る試験
十八 保安基準第十二条第一項に定める 基準に係る試験	十五 保安基準第十条に定める基準に係 る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	十六 保安基準第十二条第一項に定める 基準に係る試験（第五号に掲げる試験を 除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動 車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係 る試験を除く。）	十七 保安基準第十二条第一項に定める 基準に係る試験（第五号に掲げる試験を 除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動 車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係 る試験に限る。）
十九 保安基準第十二条第二項に定める 基準に係る試験	十四 保安基準第九条第三項に定める基 準に係る試験	十三の二 保安基準第九条第二項に定め る基準のうち、空気入ゴムタイヤ（専ら 乗用の用に供する自動車（二輪自動車、 側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽 引自動車を除く。）であつて乗車定員が 十人未満のものに備えたものに限る。） に係る試験	十三の二 保安基準第九条第二項に定め る基準のうち、空気入ゴムタイヤ（専ら 乗用の用に供する自動車（二輪自動車、 側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽 引自動車を除く。）であつて乗車定員が 十人未満のものに備えたものに限る。） に係る試験
二十 保安基準第十二条第一項に定める 基準に係る試験	十五 保安基準第十一条第一項に定める 基準に係る試験（第五号に掲げる試験を 除く。）	十六 保安基準第十二条第一項に定める 基準に係る試験（第五号に掲げる試験を 除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動 車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係 る試験を除く。）	十七 保安基準第十二条第一項に定める 基準に係る試験（第五号に掲げる試験を 除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動 車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係 る試験に限る。）
三十 万円	二十二 万円	二十二 万円	二十二 万円

十九 保安基準第十一条の二(第二項に定める基準に係る試験 (第五号に掲げる試験を除く。)	二十 保安基準第十二条の二(第三項に定める基準に係る試験
二十一 保安基準第十二条に定める基準に係る試験 (第五号及び第二十三号から第二十三号の四までに掲げる試験を除く。) (専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人未満のもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車(被牽引自動車を除く。)に係る試験を除く。)	四十一 保安基準第十二条に定める基準に係る試験 (第五号及び第二十三号から第二十三号の四までに掲げる試験を除く。) (専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人未満のもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車(被牽引自動車を除く。)に係る試験を除く。)
二十二 保安基準第十二条に定める基準に係る試験 (第五号及び次号から第二十三号の四までに掲げる試験を除く。) (専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人未満のもの(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。)に係る試験に限る。)	二十二 保安基準第十二条に定める基準に係る試験 (第五号及び次号から第二十三号の四までに掲げる試験を除く。) (専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人未満のもの(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。)に係る試験に限る。)
二十三 保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、衝突被害軽減制動装置に係る試験 (次号に掲げる試験を除く。)	二十三 保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、衝突被害軽減制動装置に係る試験 (次号に掲げる試験を除く。)
二十三の二 保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験 (専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて車両総重量三・五トン以下のものに係る試験に限る。)	二十三の二 保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、衝突被害軽減制動装置に係る試験 (専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて車両総重量三・五トン以下のものに係る試験に限る。)
二十三の三 保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、ブレーキアシストシステムに係る試験	二十三の三 保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、横滑り防止装置に係る試験
二十三の四 保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、ブレーキアシストシステムに係る試験	二十三の四 保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、ブレーキアシストシステムに係る試験

二十四 保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第五号及び第二十三号から前号までに掲げる試験を除く。）	二十二万五千元
（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	
二十五 保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第五号及び第二十三号から第二十三号の四までに掲げる試験を除く。）（大型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車（被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	四十万元
二十六 保安基準第十三条に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	七万元
二十七 保安基準第十五条第一項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の三輪自動車に係る試験を除く。）	三十万元
二十八 保安基準第十五条第一項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の三輪自動車に係る試験に限る。）	二十万元
二十九 保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時（自動車の前面が衝突等による衝撃を受けたときをいう。以下同じ。）に係る試験	二十万元
三十 保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、オフセット前面衝突時（自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じたときをいう。以下同じ。）に係る試験	二十万元
三十の二 保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、電柱その他棒状の工作物（以下「ポール」という。）との側面衝突時（以下「棒付車」という。）に係る試験	二十万元
三十の三 保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、電柱その他棒状の工作物（以下「ポール」という。）との側面衝突時（以下「棒付車」という。）に係る試験	二十万元

三十の四 保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、後面衝突時に係る試験	十八 万七 千円	三十ー 保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料装置の強度及び構造に係る試験（第五号、次号及び第三十一号の四に掲げる試験を除く。）（圧縮天然ガスを燃料とする自動車（以下「圧縮天然ガス燃料自動車」という。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に係る試験に限る。）	十八 万七 千円
三十一の二 保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（圧縮天然ガス燃料自動車（大型特殊自動車を除く。）に係る試験に限る。）	十七 万七 千円	三十一の一 保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（圧縮天然ガス燃料自動車（大型特殊自動車を除く。）に係る試験に限る。）	十七 万七 千円
三十一の三 保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（液化天然ガスを燃料とする自動車（以下「液化天然ガス燃料自動車」という。）（大型特殊自動車を除く。）に係る試験に限る。）	十四 万七 千円	三十一の四 保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器附属品に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（液化天然ガスを燃料とする自動車（以下「液化天然ガス燃料自動車」という。）（大型特殊自動車を除く。）に係る試験に限る。）	十四 万七 千円
三十一の四 保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料装置の取付方法に係る試験（圧縮天然ガス燃料自動車（大型特殊自動車を除く。）及び液化天然ガス燃料自動車（二輪自動車（大型特殊自動車を除く。）に係る試験に限る。）	四十 万七 千円	三十六 保安基準第十七条第二項に定める基準のうち、燃料装置の取付方法に係る試験（圧縮天然ガス燃料自動車（大型特殊自動車を除く。）に係る試験に限る。）	四十 万七 千円
三十二 保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料制御保護装置に係る試験（圧縮天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）及び液化天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。）に係る試験に限る。）及び大型特殊保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器取付装置に係る試験（圧縮天然ガス燃料自動車（貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車に限る。））及び大型特殊	四十 万七 千円	三十七の三 保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時に係る試験	四十 万七 千円

三十七の四 保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、ポールとの側面衝突時に係る試験	十七 万七 千円	三十七の二 保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、オフセット前面衝突時に係る試験	十七 万七 千円
三十七の五 保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、後面衝突時に係る試験	二十 万円	三十七の六 保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、後面衝突時に係る試験	二十 万円
三十八 保安基準第十七条の二第二項に定める基準に係る試験	十七 万七 千円	三十九 保安基準第十七条の二第二項に定める基準に係る試験	十七 万七 千円
四十 万七 千円	四十 万七 千円	四十 万七 千円	四十 万七 千円

四十一 保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時に係る試験	二十一 万九 千円	四十二 保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、オフセット前面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	二十一 万九 千円
四十二 保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、オフセット前面衝突時に係る試験	二十一 万九 千円	四十三 保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時に係る試験	二十一 万九 千円
四十三の二 保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、オフセット前面衝突時に係る試験	二十一 万九 千円	四十三の三 保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、後面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	二十一 万九 千円
四十四 保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、衝突時のかじ取り装	二十一 万九 千円	四十四 保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、衝突時のかじ取り装	二十一 万九 千円
四十五 保安基準第十七条の二第六項に定める基準に係る試験（第四十号から前号までに掲げる試験を除く。）	四十五 万九 千円	四十五 保安基準第十八条の二第四項に定める基準に係る試験	四十五 万九 千円

四十六 保安基準第十八条の二第六項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	四十六 万九 千円	四十七 保安基準第十八条第二項に定める基準に係る試験	四十七 万九 千円
四十七 保安基準第十八条の二第六項に定める基準に係る試験	四十七 万九 千円	四十八 保安基準第十八条第三項に定める基準に係る試験	四十八 万九 千円
四十八 保安基準第十八条第四項に定める基準に係る試験	四十八 万九 千円	四十九 保安基準第十八条第五項に定める基準に係る試験	四十九 万九 千円
四十九 保安基準第十八条第五項に定める基準に係る試験	四十九 万九 千円	五十 保安基準第十八条第六項に定める基準に係る試験	五十 万九 千円
五十 保安基準第十八条第七項に定める基準に係る試験	五十 万九 千円	五十一 保安基準第十八条第八項に定める基準に係る試験	五十一 万九 千円
五十一 保安基準第十八条第八項に定める基準に係る試験	五十一 万九 千円	五十二 保安基準第十八条第九項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	五十二 万九 千円
五十二 保安基準第十八条第九項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	五十二 万九 千円	五十三 保安基準第十八条第十項に定める基準に係る試験	五十三 万九 千円
五十三 保安基準第十八条第十項に定める基準に係る試験	五十三 万九 千円	五十四 保安基準第十八条の二第五項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	五十四 万九 千円
五十四 保安基準第十八条の二第五項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	五十四 万九 千円	五十五 保安基準第十八条の二第六項に定める基準に係る試験	五十五 万九 千円
五十五 保安基準第十八条の二第六項に定める基準に係る試験	五十五 万九 千円	五十六 保安基準第二十条第五項に定めたる基準のうち、インストルメントパネル（運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類等の取付装置をいう。以下同じ。）（乗車定員十人の自動車に備えるインストルメントパネルに限る。）に係る試験	五十六 万九 千円
五十六 保安基準第二十条第五項に定めたる基準のうち、インストルメントパネル（運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類等の取付装置をいう。以下同じ。）（乗車定員十人の自動車に備えるインストルメントパネルに限る。）に係る試験	五十六 万九 千円	五十七 保安基準第二十条第五項に定めたる基準のうち、インストルメントパネル（運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類等の取付装置をいう。以下同じ。）（乗車定員十人の自動車に備えるインストルメントパネルに限る。）に係る試験	五十七 万九 千円
五十七 保安基準第二十条第五項に定めたる基準のうち、インストルメントパネル（運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類等の取付装置をいう。以下同じ。）（乗車定員十人の自動車に備えるインストルメントパネルに限る。）に係る試験	五十七 万九 千円	五十八 保安基準第二十条第五項及び第六項に定めたる基準のうち、インストルメントパネル及びサンバイザ（乗車定員十人）に係る試験	五十八 万九 千円

	人の自動車に備えるものを除く。)に係る試験
五十九 保安基準第二十条第六項に定める基準のうち、サンバイザ(乗車定員十人の自動車に備えるサンバイザに限る。)に係る試験	五十九 保安基準第二十二条第六項に定める基準のうち、サンバイザ(乗車定員十人の自動車に備えるサンバイザに限る。)に係る試験
六十 保安基準第二十二条に定める基準に係る試験(第五号に掲げる試験を除く。)(専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて車両総重量三・五トン以下のものに係る試験に限る。)	六十 保安基準第二十二条に定める基準に係る試験(第五号に掲げる試験を除く。)(専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて車両総重量三・五トンを超えるものに係る試験に限る。)
六十一 保安基準第二十二条第三項及び第四項に定める基準のうち、自動車に備える座席(専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車に備える座席(高速道路等において運行する自動車に備えるもの(運転者席を除く。)を除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車に備える座席に限る。)に係る試験	六十一 保安基準第二十二条第三項及び第四項に定める基準のうち、自動車に備える座席(専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車に備える座席(高速道路等において運行する自動車に備えるもの(運転者席を除く。)を除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車に備える座席を除く。)に係る試験
六十二 保安基準第二十二条第三項及び第四項に定める基準のうち、自動車に備える座席(専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車に備える座席(高速道路等において運行する自動車に備えるもの(運転者席を除く。)を除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車に備える座席を除く。)に係る試験	六十二 保安基準第二十二条第三項及び第四項に定める基準のうち、自動車に備える座席(専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車に備える座席(高速道路等において運行する自動車に備えるもの(運転者席を除く。)を除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車に備える座席を除く。)に係る試験
六十三 保安基準第二十二条の三第一項に定める基準に係る試験	六十三 保安基準第二十二条の三第一項に定める基準に係る試験

六十四 保安基準第二十二条の三第二項 (同条第四項において準用する場合を含む。)に定める基準に係る試験(第五号に掲げる試験を除く。)	六十五 保安基準第二十二条の三第三項 (同条第四項において準用する場合を含む。)に定める基準に係る試験(第五号に掲げる試験を除く。)	六十六 保安基準第二十二条の三第五項 に定める基準に係る試験	六十七 削除	六十八 保安基準第二十二条の四第一項 に定める基準に係る試験	六十九 保安基準第二十二条の五第二項 に定める基準のうち、年少者用補助乗車装置取付具の強度及び取付位置に係る試験	七十 保安基準第二十二条の五第二項に定める基準に係る試験(前号に掲げる試験を除く。)	七十一 保安基準第二十二条の五第三項 に定める基準に係る試験	七十二 保安基準第二十五条第四項に定める基準に係る試験(第五号に掲げる試験を除く。)	七十三 保安基準第二十九条第一項に定める基準に係る試験(第五号に掲げる試験を除く。)	七十四 保安基準第二十九条第二項及び第三項に定める基準に係る試験(第五号に掲げる試験を除く。)	七十五 保安基準第三十条第一項に定める基準に係る試験(側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験を除く。)	七十五の二 保安基準第三十条第一項に定める基準に係る試験(側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験に限る。)
千円	千円	万円	千円	万円	千円	万円	千円	万円	千円	万円	千円	万円

試験	七十六 保安基準第三十一条第二項に定める基準のうち、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質に係る試験（軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満である原動機を備えたもの並びに軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて車両総重量三・五トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車及び小型自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）に係る試験を除く。）	七十七 保安基準第三十一条第二項に定める基準のうち、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質に係る試験（軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満である原動機を備えたもの並びに軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて車両総重量三・五トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車及び小型自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）に係る試験を除く。）
警報機能に係る試験	七十九 保安基準第三十一条第三項に定める基準のうち、温度が上昇した場合の警報機能に係る試験	八十 保安基準第三十一条第三項に定める基準のうち、故障を検知する機能に係る試験（ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であつて、車両総重量三・五トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの、軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であつて、車両総重量三・五トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの

九十一 保安基準第三十二条第十三項に定める基準に係る試験	九十二 保安基準第三十三条第一項、第二項及び第四項に定める基準に係る試験	九十三 保安基準第三十三条の二第一項、第二項及び第二項に定める基準に係る試験	九十四 保安基準第三十三条の三第一項及び第二項に定める基準に係る試験	九十五 保安基準第三十四条第一項及び第二項に定める基準に係る試験(二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験を除く。)	九十六 保安基準第三十四条第一項及び第二項、第三十六条第一項及び第二項並びに第三十七条第一項及び第二項に定める基準に係り、かつ、保安基準第三十九条第一項、第二項及び第四項に定める基準のうち、制動灯(補助制動装置に係るものを除く。)に係る試験(二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験に限る。)	九十七 保安基準第三十四条の二第一項及び第二項に定める基準に係る試験	九十八 保安基準第三十五条第一項及び第二項に定める基準に係る試験	九十九 保安基準第三十五条の二第一項及び第二項に定める基準のうち、側方反射器に係る試験	百 保安基準第三十五条の二第一項及び第四項に定める基準のうち、側方反射器に係る試験
万円	七	二十二	万円	七	二十二	万円	五	十二	万円

百五十五 保安基準第四十一条の四第一項から第三項までに定める基準に係る試験	百四十四 保安基準第四十一条の三第一項及び第二項に定める基準に係る試験
百五十六 保安基準第四十一条の五第一項から第三項までに定める基準に係る試験	百四十五 保安基準第四十一条の四第一項から第三項までに定める基準に係る試験
百五十七 保安基準第四十三条第一項及び第二項に定める基準のうち、警報音発生装置に係る試験	百四十六 保安基準第四十一条の三第一項から第三項までに定める基準に係る試験
百五十八 保安基準第四十三条第一項及び第三項に定める基準に係る試験（前号に掲げる試験を除く。）	百四十七 保安基準第四十三条第一項及び第三項に定める基準のうち、警報音発生装置に係る試験
百五十九 保安基準第四十三条の三に定める基準に係る試験	百四十八 保安基準第四十三条第一項及び第三項に定める基準に係る試験（前号に掲げる試験を除く。）
百六十 保安基準第四十三条の四第一項に定める基準に係る試験	百四十九 保安基準第四十三条の六に定める基準に係る試験
百六十一 保安基準第四十三条の五に定める基準に係る試験	百五十 保安基準第四十三条の七に定める基準に係る試験
百六十二 保安基準第四十三条の八に定める基準に係る試験	百五十一 保安基準第四十三条の九に定める基準に係る試験
百六十三 保安基準第四十三条の十に定める基準に係る試験	百五十二 保安基準第四十三条の十一に定める基準のうち、通報音発生装置に係る試験
百六十四 保安基準第四十三条の十二に定める基準に係る試験（前号に掲げる試験を除く。）	百五十三 保安基準第四十四条第一項本文及び第二項に定める基準に係る試験（同条第一項に定める基準に係る試験に

あつては、同条第一項に規定する自動車に係る試験に限る。)	
百二十四 保安基準第四十四条第一項本文及び第三項に定める基準に係る試験にあつては、同条第三項に規定する自動車に係る試験に限る。)	
百二十五 保安基準第四十四条第一項ただし書に定める基準に係る試験	三十 万円
百二十六 保安基準第四十四条第四項に定める基準に係る試験	十五 万円
百二十七 保安基準第四十五条第一項に定める基準に係り、かつ、同条第二項に定める基準のうち、洗浄液噴射装置に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車（乗車定員一人以上の自動車を除く。）に係る試験に限る。）	十八 万円
百二十八 保安基準第四十五条第二項に定める基準のうち、洗浄液噴射装置に係る試験（専ら乗用の用に供する普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車（乗車定員十一人以上の自動車を除く。）に係る試験を除く。）	十五 万円
百二十九 保安基準第四十五条第二項に定める基準のうち、デフロスターに係る試験	二十 万円
百三十 保安基準第四十六条に定める基準に係る試験	十二 万円
百三十一 保安基準第四十六条の二に定める基準に係る試験（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車	十八 万円

あつては、同条第二項に規定する自動車に係る試験に限る。)

(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)
であつて車両総重量三・五トン以下の車

<p>(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて車両総重量三・五トン以下のものに係る試験に限る。)</p>	<p>百三十二 保安基準第四十六条の二に定める基準に係る試験(専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて車両総重量三・五トンを超えるものに係る試験に限る。)</p>	<p>百三十三 保安基準第四十八条に定める基準に係る試験</p>	<p>百三十四 保安基準第四十八条の一に定める基準に係る試験</p>	<p>百三十五 保安基準第四十八条の三に定める基準に係る試験</p>	<p>備考</p> <p>一 自動車審査試験項目別費用額は、申請に際し次のイ又はロに掲げる書面(指定特定共通構造部及び指定特定装置であることを証する書面を除く。)が添付されている場合においては、当該イ又はロに定める額とする。</p> <p>イ 自動車審査試験項目に掲げる試験を実施する能力を有する者として告示で定める者が適切に実施した試験の結果の証明書であつて、申請に係る自動車が当該自動車審査試験項目に掲げる基準に適合することを証する書面一万四千円</p> <p>ロ イに規定する者以外の者が適切に実施した試験の結果の証明書であつて、申請に係る自動車が自動車審査試験項目に掲げる基準に適合するかどうかを審査するために必要な試験を省略することができると機構が認める書面三万五千円</p>
					<p>二百 十九 万五 千円</p> <p>三百 三十 五万 千円</p> <p>四百 十九 万五 千円</p> <p>五百 二 万七 千円</p> <p>六百 十八 万八 千円</p>

基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関する

の試験
万七千円 十八

第五十一号	第五十八号	万七千円 二十七万円
次の各号に掲 げる試験の区 分に応じ、当 該各号に定め る額の合計額 ルメン・パネ ルに係る試験 十二万五千円	二 前号に掲 げる試験以外 の試験 十二 万五千円	円
（専ら乗用の用 に供する自動 車に係る試験 を除く。）	六 六十六号 第六十号の 二	十二万五千円 十二万五千円
一千円 試験の保 護に係る 試験 歩行者の 保護に 係る試 験	七 第八十二号 第七十八号 第七十五号 第八十五号 の二	十二万五千円 十二万五千円 十二万五千円 十二万五千円
三 一千円 二 二十万五 千円 一 二十万五 千円 視野に 係る試 験の合 計額	四 第八十二号 第七十八号 第七十五号 第八十五号 の二	三 一千円 二 二十万五 千円 一 二十万五 千円

三次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施する場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

号	第一百三十三	千円	十二万五
第十号の二及び第十号の四	百四十万八千	円	十二万五
第十号の二及び第十号の四	千二万五十三	円	十二万五
第十号の二及び第十号の四	千二万五十三	円	十二万五

第三十号、第三十七号の二、第四十二号、第四十八号及び第一百三十一号	第三十号の二、第三十七号の三、第四十三号、第四十九号及び第一百三十一号	第三十号の三、第三十七号の四、第四十三号の二及び第五十号	第三十号の四、第三十七号の五及び第四十三号の三	第三十号の四、第三十七号の五及び第四十三号の二	第三十号の三	第三十号の二	第三十号の二
円 七十二	円 七十二	円 千七万八十一	円 千七万八十一	円 千二万五十三	円 千二万五十三	円 七十二	円 七十二

四	次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するためには、機構が当該情報の確認を行なう場合について、同表の下欄に掲げる額とする。
円	万

六	第六十号及び第一百二十六号の二の自動車審査試験項目別費用額は、第六十号及び第一百二十六号の二の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するためには、機構が当該情報の確認を行なう場合について、同号の自動車審査試験項目に規定する試験を受けようとする場合は、同表の下欄に掲げる額とする。
円	千二万

五	前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するためには、機構が当該情報の確認を行なう場合について、同表の下欄に掲げる額とする。
円	万

号	第十号の二及び第七十七号	第十号の二、第十号の四	第十号の二及び第十号の四
五十三	円 千七万七十四	円 千七万七十四	円 千七万七十四

別表第二	特定装置審査試験項目	一 提示された特定装置及び提出された書面の確認	二 原動機の出力の計測に係る試験	二の二 保安基準第八条第六項に係る試験（次号に掲げる試験を除く。）
千円 万七八十八	千円 万五十二	万円 十	用別費 項目 試験 審査 装置 特定	

二の三 保安基準第八条第六項に係る試験（圧縮水素燃料自動車に係る試験に限る。）	二十
二の四 保安基準第八条第七項に係る試験	三十
三 保安基準第九条第一項に定める基準のうち、応急用予備走行装置に係る試験	五万
四 保安基準第九条第二項に定める基準に係る試験（次号に掲げる試験を除く。）	二
三の一 保安基準第九条第一項に定める基準のうち タイヤ空気圧監視装置に係る試験	千円
三の二 保安基準第九条第一項に定める基準のうち タイヤ空気圧監視装置に係る試験	千円
四の一 保安基準第九条第二項に定める基準のうち、空気入ゴムタイヤ（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が十人未満のものに備えたものに限る。）に係る試験	万七千円
四の二 保安基準第九条第二項に定める基準のうち、空気入ゴムタイヤ（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が十人未満のものに備えたものに限る。）に係る試験	万七千円
五 保安基準第九条第三項に定める基準に係る試験	万七千円
六 保安基準第十条に定める基準に係る試験	万七千円
七 保安基準第十一条第一項に定める基準に係る試験	万七千円
八 保安基準第十一条第二項に定める基準に係る試験	万七千円
九 保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験	万七千円
十 保安基準第十二条第二項に定める基準に係る試験	四十
十一 保安基準第十二条第三項に定める基準に係る試験（第十三号から第十三号の四までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人未満のもの、二輪自動車、側車付二輪自	四十
十二 保安基準第十五条第一項に定める基準に係る試験	五千円
十三 保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時に係る試験	二十
十四 保安基準第十七条第一項に定める基準に係る試験（第十三号から前号までに掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	二十
十五 保安基準第十三条に定める基準に係る試験	百七
十六 保安基準第十五条第一項に定める基準に係る試験	千円
十七 保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器に係る試験（圧縮水素燃料自動車に係る試験に限る。）	二十
十八 保安基準第十七条第二項に定める基準のうち、ガス容器取付装置に係る試験（圧縮天然ガス燃料自動車に係る試験に限る。）	万九
十九 保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、燃料制御保護装置に係る試験（圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス燃料自動車に係る試験に限る。）	七万円
二十 保安基準第十七条第四項に定める基準のうち、車体の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	千円
二十一 保安基準第十七条第五項に定める基準のうち、原動機用蓄電池の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	六十
二十二 保安基準第十六条に定める基準のうち、原動機用蓄電池の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	四万円
二十三 保安基準第十七条の二第五項に定める基準のうち、乗車人員への感電の防止に係る試験	千円
二十四 保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、オフセット前面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	二万円

時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	二十 万円	七 万円										
二十二の二 保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時による乗車人員への感電の防止に係る試験	二十 万円	七 万円										
二十二の三 保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、ポールとの側面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	二十 万円	七 万円										
二十三 保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、後面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	二十 万円	七 万円										
二十四 保安基準第十八条第一項に定める基準に係る試験	十八 万円	七 万円	十九 万円	七 万円	二十 万円	七 万円	二十 万円	七 万円	二十 万円	七 万円	二十 万円	七 万円
二十五 保安基準第十八条第二項に定める基準に係る試験	二十 万円	七 万円										
二十六 保安基準第十八条第五項に定める基準に係る試験	二十 万円	七 万円										
二十七 保安基準第十八条第六項に定める基準に係る試験	二十 万円	七 万円										
二十八 保安基準第十八条第七項に定める基準に係る試験	三十 万円	七 万円	四十 万円	七 万円	五十 万円	七 万円	六十 万円	七 万円	七十 万円	七 万円	八十 万円	七 万円
二十九 保安基準第十八条第三項に定める基準に係る試験	十二 万円	五 千円	二十 万円	五千 円	三十 万円	五千 円	四十 万円	五千 円	五十 万円	五千 円	六十 万円	五千 円

三十 保安基準第十八条の二第四項に定める基準に係る試験	十二 万円	五 千円	三十 万円	五千 円	四十 万円	五千 円	五十 万円	五千 円	六十 万円	五千 円	七十 万円	五千 円
三十一 保安基準第十八条の二第五項に定める基準に係る試験	十二 万円	五 千円	三十 万円	五千 円	四十 万円	五千 円	五十 万円	五千 円	六十 万円	五千 円	七十 万円	五千 円
三十二 保安基準第十八条の二第六項に定める基準に係る試験	十二 万円	五 千円	三十 万円	五千 円	四十 万円	五千 円	五十 万円	五千 円	六十 万円	五千 円	七十 万円	五千 円
三十三 保安基準第二十条第五項及び第六項に定める基準のうち、インストルメントパネル及びサンバイザに係る試験	十八 万円	七 万円	十九 万円	七 万円	二十 万円	七 万円	二十 万円	七 万円	二十 万円	七 万円	二十 万円	七 万円
三十四 保安基準第二十二条に定める基準に係る試験（専ら乗用の用に供する自動車（三輪自動車及びサンバイザを除く）で、あつて乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く）であつて車両総重量三・五トン以下のものに係る試験に限る。）	十八 万円	七 万円	十九 万円	七 万円	二十 万円	七 万円	二十 万円	七 万円	二十 万円	七 万円	二十 万円	七 万円
三十五 保安基準第二十二条の五第二項に定める基準に係る試験（前号に掲げる試験を除く。）	十八 万円	七 万円	十九 万円	七 万円	二十 万円	七 万円	二十 万円	七 万円	二十 万円	七 万円	二十 万円	七 万円
三十六 保安基準第二十二条第三項及び第四項に定める基準のうち、自動車に備える座席（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車に備える座席（高速道路等において運行する自動車に備えるもの（運転者席を除く。）を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車に備える座席に限る。）に係る試験	三十 万円	五 千円	四十 万円	五千 円	五十 万円	五千 円	六十 万円	五千 円	七十 万円	五千 円	八十 万円	五千 円
三十七 保安基準第二十二条の三第一項に定める基準に係る試験	十二 万円	五 千円	三十 万円	五千 円	四十 万円	五千 円	五十 万円	五千 円	六十 万円	五千 円	七十 万円	五千 円

三十八 保安基準第二十二条の三第二項に定める基準に係る試験	十二 万円	五 千円	三十 万円	五千 円	四十 万円	五千 円	五十 万円	五千 円	六十 万円	五千 円	七十 万円	五千 円
三十九 保安基準第二十二条の三第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に定める基準に係る試験	十二 万円	五 千円	三十 万円	五千 円	四十 万円	五千 円	五十 万円	五千 円	六十 万円	五千 円	七十 万円	五千 円
四十 保安基準第二十二条の三第五項に定める基準に係る試験	十二 万円	五 千円	三十 万円	五千 円	四十 万円	五千 円	五十 万円	五千 円	六十 万円	五千 円	七十 万円	五千 円
四十一 保安基準第二十二条の四第二項に定める基準に係る試験	十二 万円	五 千円	三十 万円	五千 円	四十 万円	五千 円	五十 万円	五千 円	六十 万円	五千 円	七十 万円	五千 円
四十二 保安基準第二十二条の五第二項に定める基準のうち、年少者用補助乗車装置取付具の強度及び取付位置に係る試験	十二 万円	五 千円	三十 万円	五千 円	四十 万円	五千 円	五十 万円	五千 円	六十 万円	五千 円	七十 万円	五千 円
四十三 保安基準第二十二条の五第二項に定める基準に係る試験（前号に掲げる試験を除く。）	十二 万円	五 千円	三十 万円	五千 円	四十 万円	五千 円	五十 万円	五千 円	六十 万円	五千 円	七十 万円	五千 円
四十四 保安基準第二十二条の五第三項に定める基準に係る試験	十二 万円	五 千円	三十 万円	五千 円	四十 万円	五千 円	五十 万円	五千 円	六十 万円	五千 円	七十 万円	五千 円
四十五 保安基準第二十五条第四項に定める基準に係る試験	十二 万円	五 千円	三十 万円	五千 円	四十 万円	五千 円	五十 万円	五千 円	六十 万円	五千 円	七十 万円	五千 円
四十六 保安基準第二十九条第一項に定める基準に係る試験	十二 万円	五 千円	三十 万円	五千 円	四十 万円	五千 円	五十 万円	五千 円	六十 万円	五千 円	七十 万円	五千 円
四十七 保安基準第二十九条第二項及び第三項に定める基準に係る試験	十二 万円	五 千円	三十 万円	五千 円	四十 万円	五千 円	五十 万円	五千 円	六十 万円	五千 円	七十 万円	五千 円

四十八 保安基準第三十条第一項及び第三項に定める基準に係る試験（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験を除く。）	十二 万円	五千 円	三十 万円	五千 円	四十 万円	五千 円	五十 万円	五千 円	六十 万円	五千 円	七十 万円	五千 円
四十九 保安基準第三十二条第一項及び第二項に定める基準に係る試験	十二 万円	五千 円	三十 万円	五千 円	四十 万円	五千 円	五十 万円	五千 円	六十 万円	五千 円	七十 万円	五千 円
五十 保安基準第三十二条第二項及び第八項に定める基準のうち、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質に係る試験（軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満である原動機を備えたもの並びに軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）に係る試験を除く。	十二 万円	五千 円	三十 万円	五千 円	四十 万円	五千 円	五十 万円	五千 円	六十 万円	五千 円	七十 万円	五千 円
五十一 保安基準第三十二条第二項及び第八項に定める基準のうち、排气管から大气中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質に係る試験（軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満である原動機を備えたもの並びに軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）に係る試験を除く。	十二 万円	五千 円	三十 万円	五千 円	四十 万円	五千 円	五十 万円	五千 円	六十 万円	五千 円	七十 万円	五千 円
五十二 保安基準第三十二条第三項第三項及び五十三 保安基準第三十二条第三項及び第八項に定める基準のうち、故障を検知した場合の警報機能に係る試験	十二 万円	五千 円	三十 万円	五千 円	四十 万円	五千 円	五十 万円	五千 円	六十 万円	五千 円	七十 万円	五千 円
五十四 保安基準第三十二条第三項及び五十五 保安基準第三十二条第三項及び第八項に定める基準のうち、故障を検知した場合の警報機能に係る試験	十二 万円	五千 円	三十 万円	五千 円	四十 万円	五千 円	五十 万円	五千 円	六十 万円	五千 円	七十 万円	五千 円

五十四 保安基準第三十一条第三項及び 第八項に定める基準のうち、故障を検知 する機能に係る試験（ガソリン又は液化 石油ガスを燃料とする普通自動車及び小 型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自 動車を除く。）並びにガソリンを燃料とする二 輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試 験を除く。）	十八 万七 千円
五十五 保安基準第三十一条第三項及び 第八項に定める基準のうち、故障を検知 する機能に係る試験（軽油を燃料とする 普通自動車及び小型自動車（二輪自動車 及び側車付二輪自動車を除く。）であつ て車両総重量三・五トンを超えるもの (専ら乗用の用に供する乗車定員十人以 下のものを除く。)に係る試験に限る。）	二十 万 千円

五十六 保安基準第三十一条第三項及び 第八項に定める基準のうち、原動機の制 御に係る試験	二十一 万 千円
五十七 保安基準第三十二条第一項、第 二項、第四項、第五項及び第十項に定め る基準のうち、前照灯に係る試験（最高 	二十二 万 千円

五十八 保安基準第三十二条第一項及び 第二項に定める基準に係る試験	二十二 万 千円
五十九 保安基準第三十二条第一項及び 第二項に定める基準に係る試験	二十二 万 千円

六十 保安基準第三十二条第十二項に定 める基準に係る試験	二十二 万 千円
六十一 保安基準第三十二条第十三項に定 める基準に係る試験	二十二 万 千円

九十二 保安基準第四十六条の二に定め る基準に係る試験(専ら乗用の用に供す る自動車(二輪自動車、側車付二輪自動 車、三輪自動車及び被牽引自動車を除 く。)であつて乗車定員十人未満のもの 及び貨物の運送の用に供する自動車(三 輪自動車及び被牽引自動車を除く。)で あつて車両総重量三・五トン以下のもの に係る試験に限る。)	十人 万七 千円
九十三 保安基準第四十六条の二に定め る基準に係る試験(専ら乗用の用に供す	七十 万十 千円

特定装置審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

第九十四号	第五十七号	の二	第五十五号	第五十一号	第五十号	第四十八号	第十四号	第十三号		第十一号	第七号
円 百四十万八千	十二万五千円	十二万五千円	十二万五千円	十八万七千円	十二万五千円	十八万七千円	十八万七千円	万七千円	二 前号に掲 げる試験以外 の試験 十八 十八	(被牽引自動車 に係る試験を 除く。) 一 アンチロ ツク・ブレー キシステムに 係る試験 十 八万七千円	二十七万円 (被牽引自動車 に係る試験に 限る。) 次の各号に掲 げる試験の区 分に応じ、当 該各号に定め る額の合計額

三、次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第十七号の四、第十七号の十二、第二十二号の二及び第二十七号	三十五万二千円
第十七号の五、第十七号の十三及び第二十二号の三	三十五万二千円
第十七号の六	四十七万七千円
第十七号の五の四及び第十七号の六	三十五万二千円
第十七号の五の四及び第十七号の六	四十七万七千円
第五十一号	四十七万七千円
第五十号	四十七万七千円
第一号の四	三十五万二千円
第一号の三	三十五万二千円

前二号の規定にかかるわらず、次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合(同欄に掲げる規定のうちいかずれかに係る確認を行う場合を含む)であつて、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。	第五十一号	四十七万七千円
第二十五号及び第八十八号の三	第五十号	四十七万七千円
第三十九号、第四十号及び第四十三号	第一号の四	三十五万二千円
第二十六号及び第八十八号の三	第一号の三	三十五万二千円
円 万 七 十 二	円 万 七 十 二	円 万 七 十 二
円 七 万 八 十	円 七 万 八 十	円 七 万 八 十

附 則	この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。
省令第四三号	この省令は、平成二十八年四月二十日から施行する。
附 則(平成二八年六月一七日国土交通省令第五〇号)抄	(施行期日)
第八十八号の三及び第九十二号	この省令は、平成二十八年六月二十日から施行する。
附 則(平成二八年四月一三日国土交通省令第四三号)抄	(施行期日)
第三十九号、第四十号及び第四十三号	この省令は、平成二十八年四月二十日から施行する。
第二十六号及び第八十八号の三	この省令は、平成二十八年四月二十日から施行する。
円 万 七 十 二	この省令は、平成二十八年四月二十日から施行する。
円 七 万 八 十	この省令は、平成二十八年四月二十日から施行する。

附 則	この省令は、平成二八年一月一五日国土交
省令第七三号	(施行期日)
附 則(平成二八年一〇月七日国土交通省令第五九号)抄	(施行期日)
第三十九号、第四十号及び第四十三号	この省令は、平成二八年一月一五日国土交
第二十六号及び第八十八号の三	この省令は、平成二八年一月一五日国土交
円 万 七 十 二	この省令は、平成二八年一月一五日国土交
円 七 万 八 十	この省令は、平成二八年一月一五日国土交

附 則	この省令は、平成二八年一月一五日国土交
省令第五三号	(施行期日)
附 則(平成二九年一〇月一〇日国土交通省令第六七号)抄	(施行期日)
第三十九号、第四十号及び第四十三号	この省令は、平成二九年一月一五日国土交
第二十六号及び第八十八号の三	この省令は、平成二九年一月一五日国土交
円 万 七 十 二	この省令は、平成二九年一月一五日国土交
円 七 万 八 十	この省令は、平成二九年一月一五日国土交

<p>附 則 (令和三年六月九日国土交通省令 第四〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、令和三年六月十日から施行する。</p> <p>附 則 (令和三年九月三〇日国土交通省令 令第五九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、令和三年九月三十日から施行する。</p> <p>附 則 (令和五年一月四日国土交通省令 第一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、公布の日から施行する。たゞ、次の各号に掲げる規定は、令和五年一月十九日から施行する。</p> <p>一から三まで 略</p> <p>四 第四条中道路運送車両法関係手数料規則別表第一の改正規定 (同表第百二十二号の四の次に二号を加える部分に限る。) 及び同令別表第二の改正規定 (同表第十三号下欄の改正規定及び同表備考第二号の表第十一号の項の次に一項を加える部分を除く。)</p> <p>附 則 (令和五年六月五日国土交通省令 第四五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、令和五年六月八日から施行する。</p> <p>一及び二 略</p> <p>三 第四条中道路運送車両法関係手数料規則別表第一の改正規定 (同表第百二十二号の四の次に二号を加える部分に限る。) 及び同令別表第二の改正規定 (同表第十三号下欄の改正規定及び同表備考第三号の改正規定を除く。) 及び同令別表第二の改正規定 (同表第二十二号から第二十二号の三までに係る部分及び同表備考第三号の改正規定を除く。)</p> <p>附 則 (令和五年六月三〇日国土交通省令 令第五四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、令和五年七月一日から施行する。</p> <p>附 則 (令和五年一〇月一〇日国土交通省令 省令第八六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、令和五年十二月二十一日から施行する。</p>
--

<p>附 則 (令和六年一月五日国土交通省令 第一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (令和六年六月一四日国土交通省令 令第六六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、令和六年六月十五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、令和六年六月二十日から施行する。</p> <p>一及び二 略</p> <p>三 第六条中道路運送車両法関係手数料規則別表第一の改正規定 (同表第六十八号及び第八十九号の改正規定を除く。) 及び同令別表第二の改正規定 (同表第四十一号及び第五十九号の二の改正規定を除く。)</p>
